

# 初診及び再診時にかかる 「選定療養費」に関する重要なお知らせ

## 令和4年10月1日から当院の選定療養費が変わります。

令和4年度の診療報酬改定により、一般病床200床以上の地域医療支援病院では、紹介状なしで受診する場合などに保険適用の診療費とは別に、国が定める次の料金を患者さんにご負担いただくこととなりました。

なお、今回の診療報酬改訂により、国の定める最低金額は 7,000円(税別)となりました。

当センターを初めて受診される際には、かかりつけ医等からの紹介状をご持参下さい。

### 【初診時】

紹介状をお持ちでない初診の患者さんから、ご負担いただく金額が変わります。

令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
5,500円(税込)	7,700円(税込)

### 【再診時】

当センターより他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き自ら希望され、紹介状を持たずに当センターを受診された場合には、新たに下記の金額をご負担いただきます。

令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
2,750円(税込)	3,300円(税込)

ご不明な点がございましたら、会計窓口の職員にお声掛けください。

なお、緊急その他やむをえない事情により他の医療機関からの紹介によらず来院された場合はこの限りではありません。

※詳細は別掲の「初診および再診にかかる選定療養費Q&A」をご確認ください。

## 選定療養費とは？

「初期の治療は地域の医院・診療所等で、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省より制定され、紹介状なしに200床以上の病院を受診した場合に保険適用の診療費とは別に負担いただく制度です。**令和4年診療報酬改定により、当センターのような200床以上の地域医療支援病院で徴収が義務付けられています。**

## 初診とはどのような場合のことをいいますか？

- 「初診」とは次の場合をいいます。
- ・当センターを初めて受診する場合
  - ・以前当センターを受診したことはあるが、既に治療期間が終了した後に再び来院した場合
  - ・前回、患者さんが任意に診療を中止し、その後改めて受診する場合

## 選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

初診時選定療養費は、他の医療機関から紹介状なしで受診された初診の方が対象となりますが、※厚生労働省の定めにより対象外となる場合があります。  
再診時選定療養費は、当センターの診療科に受診されていた方で、当センターの医師が他の病院・診療所・医院等を紹介したにもかかわらず、患者さんご自身の意思で、再度当センターの診療科を受診した場合に対象となります。

## 再診時選定療養費は毎回徴収されるのですか？

**はい。**当センターの診療科に受診されていた方で、当センターの医師が他の病院・診療所・医院等に紹介を行ったにもかかわらず、患者さんの意思で、再度当該診療科を受診した場合には、その都度ご負担いただくこととなります。

## 当センターで受診中に新たな診療科を初めて受診した場合、選定療養費はかかりますか？

**はい。**今回の改定より変更され、他科への受診が初めての場合、紹介状が無い場合には選定療養費が徴収されます。

## ※初診時選定療養費はどのような場合に対象外となりますか？

主に以下の方が選定療養費の対象外となります。

- ・他の医療機関から紹介状を持参された方
- ・当センターで継続して受診中の方
- ・二次救急当番日（第2火曜日・第4木曜日の夜間）及び休日輪番日に受診される方

※ 休日輪番日は不定期のため、受診前に電話にてご確認ください。

- ・救急車で来院された方
- ・自家用車等で来院され、そのまま入院となった方
- ・特定健診やがん検診等の結果により、精密検査受診の指示を受けた方

※ 受診時に健診結果をご持参いただけない場合は、選定療養費の対象となります。

- ・各種公費負担制度の受給者である方
- ※ 公費負担者制度のうち、「小児医療助成制度」「ひとり親家庭等医療助成制度」は選定療養費の対象となります。また、公費負担者制度のうち、受給対象となる疾患が定まっている場合については、それ以外の疾患について受診される際には選定療養費の対象となります。
- ・労働災害、公務災害、交通事故、保険診療対象外の自費診療で受診された方
- ・災害により被害を受けた方